## 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年5月13日)

	物川		1 7 1112年	•.) H I /. []	1 / N ME		
		開催日及び場所			令和2年3月12日(木曜日) 九州森林管理局4 階 第2会議室 鹿瀬島 正剛(弁護士)		
委員 審議対象期間			・				
			土田 華寿磨(公認会計士)				
					日~12月31日		
			246件		1者応札案件 122件		
審議対象案件					契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件			10件	うち、	1者応札案件 3件		
			(抽出率	4%)	(抽出率 2%)		
					契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)		
6B. 444 /2		3件	うち、	1者応札案件 2件			
	一般競争				契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	指	公募型指名競争	件				
工	名	工事希望型競争	件				
事	競 争	- 4 1					
	尹	その他の指名競争	件				
	随意	受契約	件				
	一般競争		2件				
ŀ		. Harrista for	件				
	指名競争	□ 公募型競争 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
業 務		簡易公募型競争	件				
		その他の指名競争	件				
		公募型プロポーザル	件				
			/H-				
	随 音		14				
	契		件				
	約	標準型プロホーサル					
		その他の随意契約	件				
	加並名		3件	うち、	1者応札案件 1件		
物	一般競争 				契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
品・	指名競争		件				
役 務	随意契約(企画競争・公募)		件				
等	   随意契約(その他)		2件				
胜⇒⊐-							
付記-	事识)	性になり					
	件	中     工事     業務     物品・役務等       一     指名競争     随一指名競争     随意契約     一指随	件一般競争工事公募型指名競争指名競争工事希望型競争その他の指名競争一般競争公募型競争指名競争公募型デロポーザルその他の指名競争その他の指名競争である。公募型プロポーザル標準型プロポーザルその他の随意契約一般競争指名競争協意契約(企画競争・公募)随意契約(その他)	果業件     10件(抽出率       一般競争     3件       上事希望型競争     件       工事希望型競争     件       その他の指名競争     件       一般競争     2件       指名競争     件       一般競争     件       大の他の指名競争     件       大の他の指名競争     件       大の他の指名競争     件       大の他の随意契約     件       大の世界     2件	## (中)		

	質問	回答
	○抽出事業について	四位
各委員からの意見・質 問それに対する回答 等	・No.2に関して、最終処分費用も含めて発注していたわけではないのか。	・最終処分費用も含めて発注している。
	・なぜ予定価格と落札金額の差が大きくなっているのか。	・今回落札した事業者は自社で処分もしたため 金額が低くなったと考えている。基本的には、事 業者が一番近い処分場に運搬することを想定し て予定価格を積算している。
	・今回のように自分のところで処分できる業者を 前提に公告していたわけではないのか。	・通常どの業者でも取れるようにしている。
		・処分をどこにもっていくのかで変わってくる。基本的に工事でコンクリート殻が出る場合、現場から近い処分場に運搬して処理をしてもらうため、木材やコンクリートの量がどれだけあるかを示し、3者程度から見積もりを取る。当然運搬費がかかる。宮崎県内の事業者が解体をして処分場へもっていくという想定だったが、今回は処分も自社でできる事業者が落札した。想定ができていなかったケースである。
	さい事業者は工事場所の近くの業者であっても	・1千万円以下であり競争参加による入札を行っている。処分も含めて適正な処理をお願いしている。解体と処分は一連の流れであり、ここを分けるというのは難しい部分もある。最終処分までできないと参加できないという前提になると今回のような会社しか落札できない。そうなると解体はできるが廃材の処理については処分場にもっていく形をとっている会社が落札できなくなる。どちらを主とするかという線引きは難しい。こういった場合の積算に関してサンプルが少ないという現状もある。
	・宮崎県のごみを熊本県まで運んできて処分する ことは問題ないのか。	・特に問題はない。
	・運搬したものを資材として売却した可能性はないのか。	・古いプレハブ小屋なのでその可能性はない。
	・こういった事業の発注は多いのか。	・ほとんど残っていない。 今後数が増えることがあれば、発注方法を考えていく必要がある。
	・No.3について、宮崎南部署は僻地というわけではないと感じたが、入札者が1者である。これは石塀とトイレ改修工事を一緒にしていることが原因か。説明にあったように、逆に一緒にしないと業者が来ないということか。また年度末という時期も影響しているように感じる。6月など、工事が少ない時期に発注すれば良かったのではないか。予算が余っているから実施したようにも見受けられるがどうか。	
	1	ı

	た際に応札者がないという問題になってくるのではないか。このことに関して危機感を持っておく	・ご指摘をいただいたとおり、時期の問題は大きかったように感じる。発注時期を早くすることは課題の一つである。 また、建設工事に関しては森林管理局が競争入札で工事をするものは少ないため、建設工事に関する公告を事業者が見ていなかった可能性が考えられる。庁舎など規模が大きく金額の高いものは国交省が実施することになる。こういった比較的規模の小さい工事はなかなか応札してもらえていない現状もある。
		・異なる。以前マツケムシは南九州で多く発生していた。今回も9月、10月ごろに同じような被害が出てきていたので、早く駆除をしないと松の葉が食べ尽くされてしまうので緊急随契で行った。松くい虫被害防除については被害予測が出来ており、4~5月に応札する計画が出来ている。一方マツケムシについては被害予測が出来ず、早急に駆除しなければマツが枯れてしまうため、今回のような対応となった。
		・今回は役務調達で行っている。防草ネットを外すことや、そこへ至る道の整備をするなど複数の工程が含まれているので今回は役務調達という形で実施した。
委員会による意見の 具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長 が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課